

平成26年9月26日

豊田市教育委員会
委員長 山田 勝正 様

豊田市生涯学習審議会
会長 平野 敬一

豊田市生涯学習センター交流館の役割と機能の見直しについて（答申）

平成25年8月30日付け豊生学発第1227号で諮問のありました豊田市生涯学習センター交流館（以下「交流館」という。）の役割と機能の見直しについて、本審議会においてこれまでに7回（全体会3回・部会4回）にわたる会議を重ね慎重に審議を行い、結論を得たので答申します。

教育委員会におかれましては、この答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分に踏まえ、交流館の役割と機能の方針を決定されるよう要望します。

また、昨今、公民館に求められる役割の全国的な変化を的確に捉え、交流館の運用制度の弾力的な見直しを図るとともに、市民と行政の共働によるまちづくりがさらに推進されることを要望します。

交流館の役割と機能の見直しについて

平成 26 年 9 月

豊田市生涯学習審議会

目 次

1	豊田市と交流館	1
	(1) 豊田市の現状	
	(2) 交流館の歴史	
2	交流館の位置づけ	2
	(1) 社会教育法における位置づけ	
	(2) 平成26年度交流館運営基本方針	
3	交流館の役割と機能の見直し（提案）	3
	(1) 豊田市の自治の基本理念	
	(2) 交流館のめざすべき姿と役割	
	(3) 交流館の現状と課題	
	(4) 地域づくりの支援への取組と具体的対応案	
	(5) 成果指標の設定（提案）	
4	交流館利用における企業活用と社会教育法	7
	(1) 社会教育法23条の解釈	
	(2) 交流館と企業活動	
	(3) 公民館としての位置づけの見直しを含めた検討（提案）	
5	最後に	8
資料1	各種統計資料	9
	(1) 地域活動に参加している市民の年代別割合（%）	
	(2) 交流館利用者数、利用件数の推移	
	(3) 各交流館の部屋の稼働率（平成25年度）	
資料2	交流館の貸し部屋利用の変更案	11
	(1) 企業利用及び中学生利用を緩和したルール	
	(2) 営利利用を緩和したルール	
	生涯学習審議会委員名簿	12

1 豊田市と交流館

(1) 豊田市の現状 ※第7次豊田市総合計画より

豊田市は平成17年の市町村合併により、人口や産業が集中する都市部と豊かな自然、歴史、文化が残る農山村部が共存する多様性に富んだ都市となった。

都市部においては、自然回帰や農ある暮らしを志向する人が増加しているなど、物質的な豊かさだけでなく、ゆとりや癒し、生きがいなど、新たな価値や心の豊かさを求める市民が増えている。また、今後も増加が見込まれる企業退職者に対しては、生きがい活動の場の提供が求められている。

一方、農山村部では、都市部への人口流出により高齢化・過疎化が進み、農地や森林の荒廃が進んでいるほか、住民同士の助け合いの中で営まれてきた地域コミュニティの維持が困難になりつつある中、地域の担い手となる人材を確保し、地域を活性化させたいというニーズが高くなっている。

(2) 交流館の歴史

① 施設整備

豊田市における最初の公民館は、挙母町公民館（現、豊田参合館の場所）と高岡公民館（現、六鹿会館）である。文部省の「公民館設置運営に関する通達」がなされた2年後の昭和23年のことである。

豊田市の「1中学校区1公民館設置構想」は、昭和41年の「第1次豊田市総合計画」において打ち出されたが、直接的な影響を及ぼしたのは、昭和34年に文部省が示した「公民館の設置及び運営に関する基準」であった。

平成17年の市周辺6町村の編入合併を経て、現在では市内に27交流館が整備されている。

② 事業展開

昭和20～30年代頃は、公民館講座を展開するというよりも青年団や婦人会など、限られた既存団体の育成や援助をすることをもって社会教育を広めてきた。

昭和40年代になると、地域婦人会に公民館の管理委託をし、数人の社会教育指導員（教職員のOB）が、国や県の指導による婦人学級、高齢者教室、家庭教育学級等各小学校を中心に行っていた。

昭和50年代には、コミュニティ会議の事務局機能も公民館に加わり、地域事業を展開するなど、様変わりを見せ始めた。

昭和60年代には、地域社会に目を向けたもの、ボランティア活動を育成・支援するものにも取り組むようになってきた。

現在では、豊田市が交流館事業として掲げる「人づくり」「生きがいづくり」「地

域づくり」「地域活動の担い手づくり」に向け、講座や自主グループの活動などを通じて、環境問題、子育て支援、ボランティア育成などの今日的課題に取り組む事業や、市民参画型事業など、様々な事業を展開している。

交流館には、共働のまちづくりの実現に向けて、これまでの教育活動や地域活動の実績を活かし、生涯学習面から地域の課題解決活動を支援する機能を高めていくことが求められている。

2 交流館の位置づけ

(1) 社会教育法における位置づけ

公民館（交流館）は社会教育法第20条に以下のように位置づけられている。

社会教育法 第5章 「公民館」

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 平成26年度交流館運営基本方針

「人づくり・地域づくり・生きがいづくり ～地域活動の担い手づくり～」

■ 身近な学習拠点

貸し部屋や図書の貸出しなど、学習の場を提供すると共に、市民の要望・社会の要請のバランスをとりつつ、生涯学習の機会を提供する役割。

■ 身近な交流拠点

学習成果が地域で循環し、地域力の向上につながるよう留意しつつ、市民・市民活動団体・地域・学校・企業・行政などをつなぐ、コーディネーターとしての役割。

■ 地域の活動拠点

地域課題の解決に取り組む活動団体、コミュニティ会議、自治区等の実践や情報交換の場の提供を通じて、地域活動の担い手を支援する役割。

■ 身近な行政サービスの場

行政情報の提供、子育て支援等を実施する役割。

3 交流館の役割と機能の見直し（提案）

（1）豊田市の自治の基本理念（豊田市まちづくり基本条例抜粋）

- 子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指す。

（2）交流館のめざすべき姿と役割

- 地域の実情に応じた、地域づくりへの柔軟な支援

近年、全国的にも公民館の役割として地域づくりへの支援が求められている。豊田市においても、まちづくり基本条例で謳われているとおり、共働によるまちづくりの実現に向け、交流館が地域づくりの支援の一翼を担うことが重要である。さらに、豊田市は市域が広く、地域事情や地域課題もさまざまであることから、市の統一的な取組でなく、地域課題を把握し、地域事情にあった柔軟な対応が求められてくる。とりわけ、市町村合併により、6町村が新たに豊田市となり、地域振興に貢献していくことが、一層求められている。

○ 場としての役割 ○

- 地域の交流の場の提供
(ロビーなどのフリースペース)
- 市政情報や地域資源を発信する場の提供
(ロビーなどのフリースペース)
- 生涯学習の場の提供
(貸し部屋、図書、講座)
- 子育て支援の場の提供
(子育てサロン)
- 子どもの居場所の提供
(貸し部屋、ロビーなどのフリースペース)

● 職員の役割 ●

- 地域住民の交流機会のコーディネート
- 新たな地域活動の担い手の育成
- 新たな利用者の開拓
- 生涯学習機会の提供
- 生涯学習や地域活動の相談と支援
- 地域情報の収集と発信

地域活動の
担い手

子ども、子育て世代、勤労者世代、高齢者、地元企業など、地域を形成しているすべての個人及び法人

(3) 交流館の現状と課題

① 地域の交流拠点としての機能強化

交流館は「身近な学習拠点」、「身近な交流拠点」、「地域の活動拠点」、「身近な行政サービスの場」としての役割を持っている。

しかし、現状では、学習拠点として講座の実施に偏る傾向があるため、地域の交流拠点及び活動拠点、そして地域情報の発信拠点としての機能を強化する必要がある。

例えば、ロビーなどフリースペースを活用した事業、窓口業務、イベントを通して、地域住民と交流館職員が対話する場や、地域住民同士がふれあえる場を増加し、地域課題やその解決にむけた手立ての情報交換やコーディネートに取り組む必要がある。

② 地域づくりにつながる学習機会の提供

社会教育法第20条では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い―(中略)―生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とある。

しかし、これまでは、狭義に解釈し、個人の生涯学習機会の提供を目的とした事業を実施してきた傾向が強い。

今後は、交流館（公民館）の目的をより理解し、単なる個人教育だけでなく、その学習を通して、地域づくりにつながる事業を充実していく必要がある。

③ 地域活動に関わる住民の固定化及び高齢化の解消

現在、多くの地域で、地域活動に関わる団体及び個人の固定化と高齢化が問題となっている。また、交流館で活動する自主グループ数が高齢化に伴いやや減少傾向にある。

したがって、交流館において、新たな地域活動の参加者の増加と担い手の育成をより強化しなければならない。

そのため、地域活動の即戦力になり得る勤労者世代や次世代の地域の担い手である子どもの利用の促進を図るべきである。また、子どもについては、保護者の意向での参画ではなく、子どもが自らの意思で地域へ参画することを促すことが求められ、現状のルールの変更やこれらの世代が参画しやすい事業を展開する必要がある。

④ 企業と連携した事業の促進と企業利用の緩和

豊田市では、「市民力」「地域力」「企業力」の3つの底力とそれに負けない「行政力」による活力と魅力あふれるまちづくりを目指しており、地域生活を豊かなものとしていくためには、地域づくりの新たな連携主体である企業や、地域活動の即戦力となる勤労者世代を含めて考えていく必要がある。そのため、まちづくりの一翼を担う交流館においても、「企業力」を活用した交流館運営を進めていく必要がある。

しかし、現状は、企業活動について、厳しく制限してきており、交流館において社内会議を含む多くの活動が利用できない制度となっている。

今後は、企業と連携した魅力あふれるまちづくり事業の実施に向け、その前提として、企業利用の制限を緩和し、企業にとって交流館を身近に感じてもらい交流館と友好的な関係を築くことが必要である。

(4) 地域づくりの支援への取組と具体的対応案

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 全交流館で対応を検討 |
| <input checked="" type="radio"/> 一部の交流館で試行検討 |

① 地域住民の交流機会のコーディネート

交流館の事業が講座の実施に偏る傾向があるため、地域住民の交流機会をコーディネートする機能を強化する。

- 地域住民の交流のきっかけとなるような場の設定
- 地域住民が地域の情報を知ることのできる場の提供
- 企業力を活用した新たな交流事業の展開

<具体的対応案>

- フリースペースを活用したサロン活動等の充実
- 地域の特色を活かした事業の展開
- 企業と連携した交流事業の展開

② 新たな利用者の開拓

地域づくりの新たな連携主体である企業や、地域活動の即戦力となる勤労者世代、次世代を担う子どもの手続きを緩和し、利用促進を図る。

- 企業利用の制限を緩和、企業にも開かれた交流館とする
- 中学生の利用を緩和し、地域の将来の担い手の利用の促進

<具体的対応案>

- 企業の利用制限の緩和
- 地域振興に資する営利利用制限の緩和
- 中学生の利用の緩和

③ 新たな地域活動の担い手の育成

交流館の利用者が地域活動に係わる機会を提供しながら、交流館の利用者から地域活動の担い手に誘導する。

- 地域活動に携わる人の裾野を拡大
- 地域の核となる人材を育成

<具体的対応案>

- 地域活動についての相談、支援体制の強化
例：事業完了後の地域活動者の自立支援

④ 交流館職員の資質向上

上記①～③の取組を実行できる交流館の職員を育成する。

- 地域の課題を拾い上げ、解決策へ導く能力の向上
- 地域の各団体をつなげるコーディネート力の向上

<具体的対応案>

- 地域づくり相談業務の位置づけの明確化による経験の増加
例：職場内教育（OJT）の強化
- 職員体制の見直し
例：施設管理と事業（窓口及び講座実施）を担当する職員の分離

（5）成果指標の設定（提案）

交流館の役割である「地域づくりへの支援」は目標設定が難しいが、職員の意識向上のためにも適正な成果指標をもって運営し、取組効果の検証をすべきである。また、定量的評価だけでなく、利用者がどう感じたか、職員がどう取り組んだかなど、定性的評価も必要である。

<成果指標案>

- 新規利用者数
- サロン活動の参加者数
- アンケートによる利用者の意見の把握
- 中学校や企業等と交流館との連携事業数

4 交流館利用における企業活用と社会教育法

(1) 社会教育法23条の解釈

社会教育法（以下「法」という。）第23条では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面に禁止するものではない。

また、公民館が特定の営利事業に対して、施設を供与することについても、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えるものでなければ、法第23条で禁止される行為には当たらない。（参考：平成25年3月26日 24文科生第779号 文科省通知）

(2) 交流館と企業活用

交流館が企業と連携することにおいて、その目的が法20条に沿ったものであれば、法23条に抵触することはない。また、企業が交流館を使うことについても公平な施設の供与を行うことに注意さえすれば、認められることが多い。そのため、交流館が法における「公民館」のままでも、企業との連携など多くの活動が可能といえる。

(3) 公民館としての位置づけの見直しを含めた検討（提案）

豊田市は市域が広く、地域事業も地域ごとに異なるため、地域によっては、ある特定の営利事業（例えば、喫茶店やスーパーマーケット）を交流館内に入れることが、より地域振興に資する運営になる可能性もある。そのため、生活文化の振興、社会福祉の増進を目的とした、豊田市独自の施設とすることも一つの選択肢とし、地域力^{※1}の増進に貢献するための交流館のあり方を引き続き広く検討していくべきである。

5 最後に

自立した地域社会の実現を目指し、地域力の発揮を推奨する豊田市において、企業力を活用することは、今後の地域づくりの一つの柱となることが予想されるため、交流館においても企業力の活用をぜひ前向きに検討すべきである。今回は、既存のルール改正を主として提案したが、ルールを改正しただけでは地域づくりへの支援を達成できるとはいえない。これまでの経験や知識、人的ネットワークを活かしつつ、新たなルールを活用し、地域づくりの支援を進めるべきである。

また、現状の交流館の利用のルールや減免制度等が複雑で、市民にとって理解しにくいいため、制度の見直しの際には、市民へのわかりやすさにも考慮していくべきである。

そして、新たな運営の中で、職員の能力向上や職員体制など、さまざまな課題が出てくることが予想されるため、地域事情に応じた事業の展開や職員配置を継続的に検討すべきである。

豊田市教育委員会は、本答申を真摯に受けとめ、生涯学習課を中心として、関係課、指定管理者、その他各種諸団体と協議し、地域づくりへの支援に向けた交流館運営をめざしていただきたい。

【参考】

社会教育法 第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

<中略>

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

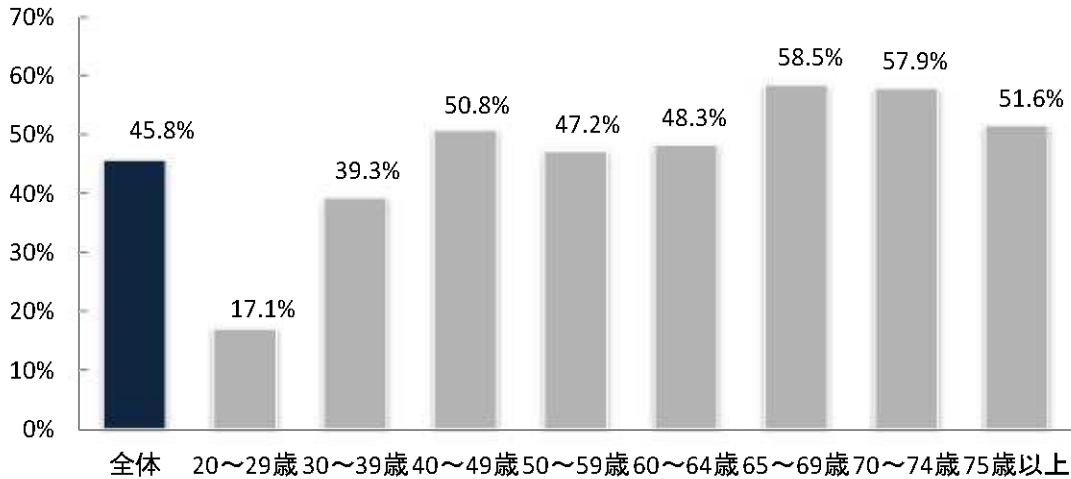
地域力

市民や企業など地域の構成員が自ら地域の課題を認識し、個々の力を結集して自主的かつ意欲的に地域課題の解決や特色ある地域づくりをしていく力

資料 1 各種統計

(1) 地域活動に参加している市民の年代別割合 (%) (平成23年度)

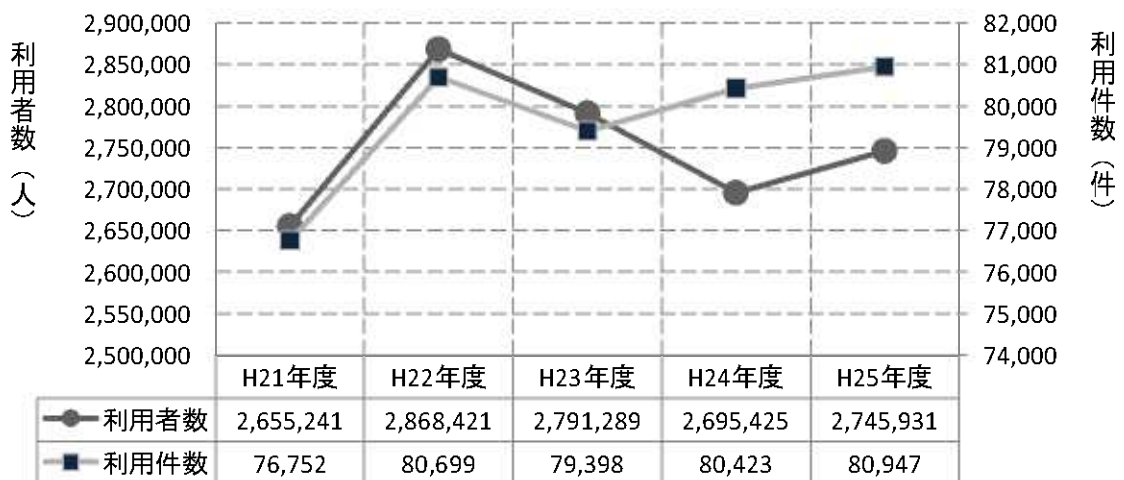
読取内容：勤労者世代（特に20代、30代）の地域活動への参加率が低い。



※出典：市民意識調査

(2) 交流館利用者数、利用件数の推移

読取内容：年度によって多少ばらつきはあるが、平成25年度は21年度に比べ、利用者数は約9万人（3.4%増）、利用件数は約4,200件（5.5%増）増加している。



(3) 各交流館の部屋の稼働率（平成25年度）

稼働率＝（利用件数）÷ {(部屋利用可能コマ数) × (交流館稼働日数)}

※利用件数には交流館主催事業、コミュニティ事業を含む。

読取内容：時間区分で見ると、9時～15時の利用に比べ、15時～21時の利用が少ない。

都市部に比べ山間部の地域の稼働率が低い傾向がある・

館名	9:00～ 12:00	12:00～ 15:00	15:00～ 18:00	18:00～ 21:00	全体
逢妻	39.0%	31.3%	13.3%	27.8%	27.9%
朝日丘	52.4%	50.8%	35.1%	39.5%	44.5%
井郷	40.8%	30.3%	23.8%	26.1%	30.2%
石野	20.6%	15.0%	6.4%	13.8%	14.0%
梅坪台	61.9%	39.2%	22.5%	42.3%	41.5%
上郷	38.5%	33.8%	20.3%	31.8%	31.1%
猿投北	19.8%	20.7%	13.4%	20.5%	18.6%
猿投台	36.6%	25.5%	19.1%	12.1%	23.3%
末野原	44.7%	31.3%	20.7%	39.9%	34.1%
崇化館	44.2%	43.0%	28.6%	37.0%	38.2%
高橋	54.9%	38.0%	23.7%	38.0%	38.6%
豊南	63.5%	53.3%	30.6%	27.2%	43.7%
保見	53.6%	42.4%	35.9%	36.2%	42.0%
前林	48.9%	33.8%	12.8%	13.9%	27.3%
益富	41.7%	38.4%	20.7%	26.9%	31.9%
松平	36.3%	30.6%	27.4%	26.6%	30.2%
美里	53.7%	48.2%	23.4%	33.4%	39.7%
竜神	46.3%	36.9%	17.4%	35.8%	34.1%
若園	45.3%	25.8%	13.7%	17.4%	25.5%
若林	61.1%	55.1%	23.9%	34.3%	43.6%
旭	4.3%	6.9%	4.0%	10.9%	6.5%
足助	17.5%	16.6%	14.0%	19.2%	16.8%
稻武	6.2%	6.3%	4.3%	12.9%	7.4%
小原	8.1%	9.5%	6.7%	14.6%	9.7%
下山	8.8%	7.0%	6.7%	7.4%	7.5%
藤岡	35.6%	26.4%	21.6%	17.3%	25.2%
藤岡南	14.3%	16.0%	13.4%	16.9%	15.1%

資料2 交流館の貸し部屋利用の変更案

(1) 企業利用の緩和

<現状の部屋利用の禁止事項> ※営利及び企業利用分野

- 1 恒常的に行なわれる有料教室・有料公演
- 2 宣伝行為または物販やサービスの提供
- 3 会社や個人事業主の活動 ※社会貢献活動等一部認められるケースあり。

変更ポイント

- ・申請者が「会社」「個人事業主」といった「誰か」という制限を廃止し、「活動内容」による制限を行う。
- ・教室や公演等、社会教育効果の高いものについては、交流館の利用を許可する。
- ・活動内容が地域振興に資するものであれば、企業等の宣伝が伴っても認められる。

<新たな部屋利用の禁止事項(案)> ※営利及び企業分野

- 1 物販、サービスの提供
- 2 面接、契約行為

※さらに、物販やサービスの提供においても、地域振興に資する活動であれば、利用を認めていくべきである。

(2) 中学生利用の緩和

これまで、「中学生以下」の部屋の利用については、保護者による申請が必要であったが、その制限を「小学生以下」まで引き下げ、中学生本人の申請であっても部屋の利用申請を受け付ける。

(3) 緩和時の注意点

交流館の部屋利用のルールを変更する際は、地域活動の拠点施設としての役割を没却せず、悪徳商法などの不適な営利利用や地域住民の活動を疎外するような部屋の供与にならないように、利用調整やその他のルールをしっかりと定めるものとする。

また、活動内容が地域振興に資する場合は物販等が伴っても交流館を認めていくべきであるが、その判断基準は適正に定めるものとする。

豊田市生涯学習審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	平 野 敬 一	学識経験者
副会長	西 原 香 保 里	愛知みずほ大学教授
	有 村 美 香	保護者代表 豊田市P T A連絡協議会
	今 井 広	市民公募委員
	伊 藤 俊 満	豊田市小中学校長会 石野中学校長
	鵜 居 利 行	豊田市区長会
	大 村 恵	愛知教育大学教授
	近 藤 明 日 香	美里中学校教諭
	佐 藤 祐 子	豊田市文化振興財団
	代 田 正 晴	市民公募委員
	谷 口 功	椋山女学園大学准教授
	中 田 繁 美	豊田市社会福祉協議会
	湊 裕	連合愛知豊田地域協議会